

「ふくい桜まつり消費喚起事業」企画運営業務仕様書

1. 業務名

「ふくい桜まつり消費喚起事業」企画運営業務

2. 目的

北陸新幹線県内開業後、県外からの観光客が増加し、駅周辺を訪れる人も増え賑わいも増している。より多くの県民や観光客に来場してもらうことで、観光消費および福井駅前の消費喚起を促進し、ナイトタイムエコノミーを通じて地域経済の活性化に寄与する。

3. 委託期間

委託期間は、契約締結日から令和8年4月16日（木）までとする。

4. 業務に要する費用（予定価格）

4, 700千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※本事業は、福井市の令和7年12月補正予算の成立を前提に事業化される停止条件付事業であり、予算の成立がない場合には効力を発しない。

5. 業務内容

（1）ハピテラスイベント

ア.開催日 令和7年4月4日（土）14：00～21：00（予定）

5日（日）11：00～17：00（予定）

※なお、会場は3日（金）から使用可能。3日（金）の17時頃（予定）からの開催について設営・運営が実現可能な業者があれば、積極的に検討すること。

イ.会 場 福井駅前ハピテラス（福井市中央1丁目2番1号）

ウ.内 容 ①飲食エリアの設置

- ・酒が進むおつまみ等を中心とした飲食ブースを多数展開すること。飲食が主役となるイベントとして、豊富なラインナップを確保すること。
- ・地酒、日本酒、クラフトビール等つまみに合う多様な酒類を販売すること。

②パフォーマンスエリアの設置

- ・会場内にステージを設け、アトラクションを実施すること。
- ・夜間の賑わい創出につながる演出やプログラムを検討すること。

③イベント広報

- ・パンフレット（A3版二つ折り・4色刷・両面カラー）を5,000部納品すること。
※同パンフレットのPDFデータ、aiデータも併せて納品。
- ・メディア（TV、新聞、ラジオ等）、SNS、web等を活用し、効果的な広報活動を行うこと。
- ・ハピテラスイベントを中心に広報を行うとともに、委託者が併せて実施する関連企画にも触れ、ふくい桜まつり全体の周知・誘客促進につなげること。

④飲食エリア・アトラクションの運営調整等

- ・出店者の募集を行うこと。委託者は受託者の求めによりその活動を補佐する。
- ・出店ブースにおける物産品の調達、搬入及び販売等の運営に必要な事項は出店者自らが行うこととし、受託者は出店準備の補助及び出店者間の調整等を行うこと。

- ・出店ブースの運営にあたり関係機関等への許可申請等が必要な場合には、原則、受託者において対応すること。
- ・出店にあたり、出店者から負担金を徴収することも可能とする。負担金を徴収する場合、その金額等について事前に委託者と協議を行い、収入は上記の経費に充当すること。

- エ.その他
- ・イベント名称は、来場者の関心を引く斬新なものとする。
 - ・必要に応じて会場案内、雑踏整理及び警備等を行うこと。ただし、警備等に関しては、ふくい桜まつり実行委員会、施設管理者と協議の上、決定するものとする。

(2) その他業務

ア.設営・撤去

- ① 各会場の管理者や関係機関及び地元団体等と必要な協議を行い、来場者の導線、景観、安全確保等に配慮しつつ、必要な措置を講じて設置すること。
- ② 会場の設営・撤去日は、イベント開始前日の設営、終了当日の撤去を原則とするが、別途協議の上最終決定する。
- ③ 会場の使用許可申請については、ふくい桜まつり実行委員会が行うものとし、会場使用料は受注者が負担すること（全館分）。なお、会場使用料は減免対象（25%減免）となる場合がある。

イ.会場内の清掃

- ① 会場内の美化に努め、業務内で発生したごみは市内の収集方法に準じて処理すること。
- ② 飲食ブース等においては、油や調味料等を地面にこぼすなど、会場を汚損する行為がないよう十分注意を払うこと。万が一汚損が発生した場合は、出店者または受託者の責任において速やかに清掃・原状回復を行うこと。（委託者はその責任を負わないこととする。）

ウ.イベント開催に伴う保険手配業務

- ① イベント開催中のリスクに備える保険（傷害補償及び賠償責任補償等）に加入すること。

(3) その他の提案事項

本仕様書に示す基本要件以外に、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は追加提案を行うこと。

6. 実績報告書等の提出

受託者は、本業務完了後速やかに実績報告書を作成し、委託者へ提出する。実績報告書には成果物の見本品、記録写真、その他業務内容に関する資料を添付することとし、印刷物各1部と電子データ（ワード、エクセル又はPDF形式）を提出すること。

7. その他特記事項

- (1) 業務の全体を通じ来場者の安全に配慮した業務運営を行うこと。
- (2) 業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務について、あらかじめ委託者の承諾を受けた上で、他者に再委託することができるものとする。

- (3) 委託者が個人情報・秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。
- (4) 本業務における成果物の著作権は委託者に帰属する。
- (5) 委託者は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、委託者が認める場合には、受託者は第三者による制作物等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (6) 疫病、食中毒、暴雨風、地震、火災、暴動その他発注者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象などの不可抗力により本業務の実施が困難になった際、受注者に損害が生じる場合においても、委託者に対しその賠償を請求することができないものとする。また、受注者はその責めに帰する事由により、本業務実施に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を受注者の負担により賠償するものとする。
- (7) 本仕様書に記載されていないとしても、法令により義務付けられている事項及びその他の事項について、軽微な変更であり業務上当然に必要な事項である場合には、業務履行の範囲に含まれるものとする。なお、疑義の生じた場合については、委託者と受託者で協議を行うものとする。
- (8) 契約締結後に企画提案書等の内容から変更が必要な事項が発生した場合は、委託者と受託者で協議を行い、調整を図ることとする。